「基金に関する事業」

平成26年11月13日
行政改革推進本部事務局
参考資料

基　金　基　準（抄）

●保有割合

・基金の規模が過大となっていないか等の状況を客観的に把握するため、．．．基金法人は基金の保有割合を算出することとする。

・基金の保有割合は、．．．基金法人及び関係府省間で協議された合理的な事業見通し又は実績を用いて算出することとする。

（例）補助・補てん事業（取崩し型）
直近年度末基金額÷(事業完了までに必要な補助・補てん額及び管理費)

(例）出資事業（回転型）
直近年度末基金額÷(出資残高＋出資見込額ー償還見込額＋管理費)

（例）債務保証事業（保有型）
直近年度末基金額×基金保有額に対する債務保証限度額の倍率÷(債務保証残高＋債務保証見込額ー債務保証終了見込額＋管理費)

●使用見込みの低い基金等に関する基準

使用見込みの低い基金等を保有する基金法人は、．．．基金の財源となっている国からの補助金等の国庫への返納など、その基金の取扱いを検討することとする。

⇒本基準により算出した保有割合が「１」を大幅に上回っている基金

平成23年度決算及び平成24年度決算審査措置要求決議（抄）

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

１　（略）政府は、基金の設置造成に当たっては、必要額の精査等により基金規模の適正化を徹底するとともに、事業の進捗状況等を踏まえた実効性ある見直しを毎年度実施し、使用見込みの低い基金等については速やかに国庫返納させるなど適切に措置すべきである。

経済財政運営と改革の基本方針2014（抄）
（平成26年６月24日閣議決定）

第３章 経済再生と財政健全化の好循環

３．公的部門改革の推進

（２）財政の質の向上

基金は、利点もある一方で、執行管理の困難さも指摘されていることから、その創設や既存基金への積み増しについては、財政規律の観点から、厳に抑制するとともに、国から交付された補助金等により独立行政法人、公益法人等や地方公共団体に造成された基金の執行状況を全て公表し、使用実績も踏まえながら使用見込みの低い基金については返納を検討する。